

## 事業概要と評価書手続について

## 1 事業者等について

事業名称	山梨西部広域環境組合 ごみ処理施設整備事業
事業者名	山梨西部広域環境組合
対象事業の種類	環境影響評価条例 第二分類事業 廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の設置の事業
対象事業の規模	約274 t/日（137 t/日×2炉）
関係地域	中央市、市川三郷町

## 2 評価書手続とは

事業者が、準備書手続を通して得られた県民及び知事などの意見をもとに、準備書の内容に検討を加えた書類（環境影響評価書）を作成し、その内容について知事などの意見を聴きながら、事業計画及び環境の保全のための措置の内容を決定する手続です。

事業者は、最終的に実施することとした事業計画及び環境の保全のための措置を取りまとめた評価書（評価書の補正を行った場合は補正後のもの）を情報公開します。

## 3 評価書手続の流れ

- ①事業者が評価書を作成し、知事及び関係市町村長に送付する。
- ②知事は、①の送付を受けた日から60日以内に関係市町村長及び技術審議会の意見を踏まえて知事意見を述べる。
- ③事業者は、評価書に対する知事意見を踏まえ、補正した評価書を作成し、知事及び関係市町村長に送付する。
- ④事業者は送付後、縦覧する旨の公告を行い、1ヶ月間縦覧を行う。
- ⑤事業者は補正した評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして事業を実施する。

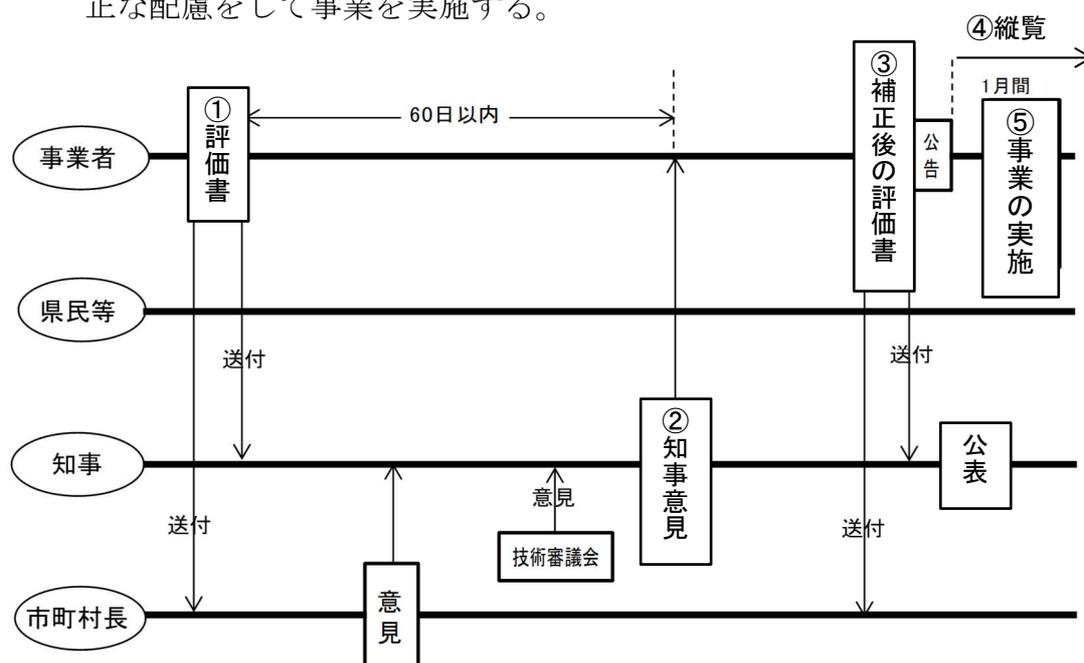


図 評価書手続の流れ

#### 4 本件のスケジュール

(方法書手続)

- ・ 令和 3 年 11 月 1 日～11 月 30 日 方法書縦覧
- ・ 令和 4 年 3 月 22 日 方法書知事意見送付

(準備書手続)

- ・ 令和 6 年 3 月 12 日～4 月 11 日 準備書縦覧
- ・ 令和 6 年 9 月 19 日 準備書知事意見送付

(評価書手続)

- ・ 令和 7 年 1 月 28 日 評価書受領
- ・ 令和 7 年 2 月 4 日 山梨県環境影響評価等技術審議会 (1 回目)
- ・ 令和 7 年 2 月 19 日 関係市町長からの意見期限
- ・ 令和 7 年 2 月 27 日 (予定) 山梨県環境影響評価等技術審議会 (2 回目)
- ・ 令和 7 年 3 月 28 日 知事意見通知期限

#### 5 今後の進め方について

- ・ 次回の審議会 (2 月 27 日を予定) 開催までに、今回の審議で出された意見、関係市町長の意見を集約する。
- ・ 集約した意見の論点を整理し、知事意見 (素案) を作成し、次回審議会に提示する。
- ・ 知事意見 (素案) に対する審議会意見を踏まえ知事意見 (案) を作成し、庁内調整を行った上で、期限までに知事意見を述べる。